

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

**新潟県人事委員会規則第6-1960号**

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（規則第6-1515号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（支給地域等）</p> <p><b>第2条</b> 一般職員給与条例第17条の2第1項の人事委員会規則で定める地域及び同条第2項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域及び割合とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1 (略)</p> <p>（令和10年3月31日までの間における第2条の規定による地域手当の支給割合）</p> <p>2 令和10年3月31日までの間における第2条第1項各号に掲げる地域の人事委員会で定める割合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 東京都府中市 <u>100分の16</u></p> <p>(5) 立川市 <u>100分の16</u></p> <p>(6) 新潟県 <u>100分の0.5</u></p>	<p>（支給地域等）</p> <p><b>第2条</b> 一般職員給与条例第17条の2第1項の人事委員会規則で定める地域及び同条第2項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域及び割合とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 新潟県 100分の1</u></p> <p>2 (略)</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1 (略)</p> <p>（令和10年3月31日までの間における第2条の規定による地域手当の支給割合）</p> <p>2 令和10年3月31日までの間における第2条第1項各号に掲げる地域の人事委員会で定める割合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 東京都府中市 <u>100分の15</u></p> <p>(5) 立川市 <u>100分の14</u></p> <p>(6) 新潟県 <u>100分の1</u></p>

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。